（恩給法の一部を改正する法律の一部改正）

第二十条　恩給法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第八十七号）の一部を次のように改正する。

附則第十四項中「恩給法第十二条に規定する局長以外の者たる」を削る。

附則第十五項中「恩給法第十二条に規定する局長以外の者たる」を削り、「は、同条に規定する局長に対してするものとする」を「に関する行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第十四条第一項本文の期間は、処分のあつたことを知つた日の翌日から起算して一年以内とする」に改める。

附則第十六項から第十八項までを次のように改める。

16　行政不服審査法第十四条第三項の規定は、前項に規定する審査請求については適用しない。

17　総務大臣は、第十五項に規定する審査請求の裁決を行う場合においては、恩給法第十五条に規定する審議会等に諮問しなければならない。

18　第十五項に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができない。

附則第十九項を削る。

（道路運送車両法の一部改正）

第二十一条　道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「基く人事院規則による外」を「基づく命令によるほか」に改める。

（裁判所職員臨時措置法の一部改正）

第二十二条　裁判所職員臨時措置法の一部を次のように改正する。

本則中「「総務大臣」を削り、「第八十二条第二項」を「第五十七条中「採用（職員の幹部職への任命に該当するものを除く。）」とあるのは「採用」と、同法第五十八条第一項中「転任（職員の幹部職への任命に該当するものを除く。）」とあるのは「転任」と、同条第二項中「降任させる場合（職員の幹部職への任命に該当する場合を除く。）」とあるのは「降任させる場合」と、同条第三項中「転任（職員の幹部職への任命に該当するものを除く。）」とあるのは「転任」と、同法第七十条の六第一項中「研修（人事院にあつては第一号に掲げる観点から行う研修とし、内閣総理大臣にあつては第二号に掲げる観点から行う研修とし、関係庁の長にあつては第三号に掲げる観点から行う研修とする。）」とあるのは「研修」と、同法第八十二条第二項」に改め、本則第一号中「第二十八条」の下に「、第三十三条第二項第二号、第三十三条の二、第三十四条第一項第六号及び第七号、第四十五条の二、第四十五条の三」を、「第五十五条」の下に「、第六十一条の二から第六十一条の十一まで」を、「第七十条の三第二項」の下に「、第七十条の六第一項各号及び第三項から第五項まで、第七十条の七」を、「第七十三条第二項」の下に「、第七十三条の二、第七十八条の二」を加え、「及び第百八条」を「、第百八条並びに第百八条の五の二」に改め、本則第四号中「及び第四条」を「、第四条及び第五条」に改める。

（恩給法の一部を改正する法律の一部改正）

第二十三条　恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百五十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二十二条の二中「退職手当・恩給審査会」を「恩給法第十五条に規定する審議会等」に改める。

附則第三十五条の二第三項中「又は恩給法第十二条に規定する局長」を削る。

（元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律等の一部改正）

第二十四条　次に掲げる法律の規定中「恩給法第十二条に規定する局長」を「総務大臣」に改める。

一　元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第百五十六号）第十四条

二　国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号）第五十五条

三　国会議員互助年金法を廃止する法律附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧国会議員互助年金法第十五条の二第三項、第二十一条第一項及び第二十七条

（最高裁判所裁判官退職手当特例法の一部改正）

第二十五条　最高裁判所裁判官退職手当特例法（昭和四十一年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項及び第六条第一項中「第十九条第一項」を「第二十条第一項」に改める。

（行政機関の職員の定員に関する法律の一部改正）

第二十六条　行政機関の職員の定員に関する法律（昭和四十四年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第一号中「第七号の二」を「第七号の三」に改める。

（国家公務員等退職手当法の一部改正）

第二十七条　国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

附則第十三項中「及び第十九条第三項」を削り、「同法第七条の二第一項」を「同条第一項」に改める。

（国家安全保障会議設置法の一部改正）

第二十八条　国家安全保障会議設置法（昭和六十一年法律第七十一号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「第二十一条第三項」を「第二十二条第三項」に改める。

（国家公務員の育児休業等に関する法律の一部改正）

第二十九条　国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第十六条の表第六条の二の項上欄中「第六条の二」を「第六条の二第一項」に改め、同項中欄中「とする」を「決定する」に改め、同項下欄中「に、国家公務員の育児休業等に関する法律」を「決定するものとし、その者の俸給月額は、その者の受ける号俸に応じた額に、国家公務員の育児休業等に関する法律」に改め、同表第八条第三項、第四項、第六項及び第七項の項中「第八条第三項、第四項、第六項及び第七項」を「第六条の二第二項並びに第八条第四項、第五項、第七項及び第八項」に改め、同表第八条第十一項の項中「第八条第十一項」を「第八条第十二項」に改める。

第二十四条の表第六条の二の項上欄中「第六条の二」を「第六条の二第一項」に改め、同項中欄中「とする」を「決定する」に改め、同項下欄中「に、国家公務員の育児休業等に関する法律」を「決定するものとし、その者の俸給月額は、その者の受ける号俸に応じた額に、国家公務員の育児休業等に関する法律」に「第八条において」を「以下」に改め、同表第八条第三項、第四項、第六項及び第七項の項中「第八条第三項、第四項、第六項及び第七項」を「第六条の二第二項並びに第八条第四項、第五項、第七項及び第八項」に改める。

第二十七条第二項中「第六条中「とする」とあるのは「」を「第六条第一項中「決定する」とあるのは「決定するものとし、その者の俸給月額は、その者の受ける号俸に応じた額」に改め、同条第三項中「第六条」を「第六条第一項」に、「第六条中「とする」とあるのは「」を「第六条第一項中「決定する」とあるのは「決定するものとし、その者の俸給月額は、その者の受ける号俸に応じた額」に改める。

（一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の一部改正）

第三十条　次に掲げる法律の規定中「管理職員等」を「管理監督職員等」に改める。

一　一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成九年法律第六十五号）第七条第二項

二　一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第百二十五号）第八条第二項

（中部国際空港の設置及び管理に関する法律の一部改正）

第三十一条　中部国際空港の設置及び管理に関する法律（平成十年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「第十九条第三項」を「第二十条第三項」に改める。